

循環型社会形成推進交付金関係の連絡事項について

令和7年3月
環境省浄化槽推進室

1. 循環型社会形成推進交付金の積極的な活用及び疑義照会について

令和7年度当初予算（案）において循環型社会形成推進交付金の浄化槽事業に係る新規拡充メニューが認められたところであり、当該メニューの積極的な活用をお願いするとともに、当該メニューの活用に向けた相談等があれば、前広に当室までご連絡ください。

なお、循環型社会形成推進交付金の執行に関して多くの疑義照会をいただいているところであり、会計法令及び交付金の予算制度に沿った適切な執行となるよう当室として丁寧な回答に努めているところですが、都道府県から当室への照会にあたって、市町村等からの疑義をそのまま転送するケースが見受けられます。

このような状況を受け、当室にて直近の主な質疑応答を取りまとめたQ&A集を作成し、浄化槽サイトへ掲載しておりますので、当該Q&A集を是非参考にさせていただいた上で、より円滑かつ適切な疑義照会への回答を可能とするため、市町村等の実情を把握し、指導監督する立場である都道府県としての見解を必ず示して当室に疑義照会いただくよう、改めてお願いいたします。

なお、令和7年度当初予算からの新規メニューに係るQ&Aについても後日掲載いたしますので、改めてご確認をお願いします。

2. 環境省所管の補助金等で取得した財産（浄化槽）の適切な財産処分について

循環型社会形成推進交付金交付要綱の第7.2に定められているとおり、公共浄化槽等整備推進事業により取得した財産（浄化槽）の処分を行うときは、「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下、「承認基準」という。）（別添資料1）に基づく財産処分の承認等が必要となります（浄化槽設置整備事業は財産処分の承認等は不要です）。

しかしながら、一部の事業主体においては、必要な財産処分の承認申請・報告がなされていない場合が見受けられます。ついては、財産処分の承認申請等にあたり、下記の点を十分確認の上、誤りの無いよう適切に対応願います。

①国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合の判断等について

承認基準では、地方公共団体が行う財産処分について、国庫納付に関する条件を付さずに承認することができる場合として、「道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等」が定められています（下記の承認基準参照）。

これは、道路の拡張整備等を始めとした公共の事業のために補助対象財産を取り壊す場合については設置者の責任が認められないため、やむを得ない事情による財産処分として国庫納付に関する条件を付さずに承認することとしているものであり、それ以外の財産処分の場合を広く認める趣旨ではなく、例えば、使用者の個人的事情による増改築等の行為を理由とした補助対象財産たる浄化槽の処分については、「道路の拡

張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等」には原則として該当しないことに十分留意願います。

公共浄化槽は、補助対象財産の設置者である市町村と使用者が異なるという事情はあるものの、国庫助成事業を適切に執行する立場である市町村として、使用者に対して、承認基準に基づく財産処分の承認等が無い浄化槽の処分については原則として国庫納付の条件が付されることを交付決定の通知等の際に必ず明示・説明願います。

なお仮に、市町村から当該説明がなされないまま使用者において国庫納付の条件が付される財産処分を行った場合には、市町村の責任となり得ることを認識いただくとともに周知徹底願います。

環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準

第3. 国庫納付に関する承認の基準

1. 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。

ア. 包括承認事項

イ. 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 略

(イ) 道路の拡張整備等、設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償を得ているものの、代替施設等（補助対象財産と同等以上の効果を発揮する財産をいう。以下同じ。）を整備しない場合を除く。）

(ウ) 略

②補助金等により取得した浄化槽の処分制限期間等について

補助金等により取得した浄化槽の処分制限期間は、「補助金等により取得した財産の処分制限期間を定める告示の改正について」（別添資料2）により、「給排水又は衛生設備」として15年と定められているため、承認基準に基づき国庫納付に関する条件を付して承認する財産処分における処分制限期間に対する残存年数の算定において誤りの無いよう留意願います。

※国庫納付の有無にかかわらず、環境大臣の承認後に処分を実施し、処分実施後は、「財産処分の報告」の書類を改めてご提出ください。

なお、承認基準第2に定める申請手続の特例（包括承認事項）の（1）ア（経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である施設又は設備について行う財産処分）に該当する場合には、15年以下の経過年数であっても、包括承認事項として環境大臣への報告があったものは国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとして取り扱うこととされておりますが、環境大臣へ報告無く財産処分された場合は、国庫納付となる可能性があります。

※報告前に処分が実施されたものについては、環境大臣の承認があったものとはなら

ず、国庫納付となる場合があります。報告のみの場合であっても、必ず事前に弊省へ書類を提出のうえ、処分の実施をお願いいたします。

また、設置から15年以上経過した浄化槽は、補助金適正化法に基づく財産処分制限の対象とはならず、「財産処分の報告」も不要ですので、念のためお伝えします。

3. 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアルの改訂について

令和6年3月29日付事務連絡にて周知しているところですが、廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）を踏まえた令和6年度より施行する交付要綱の改正や、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和6年3月作成）」（以下「新マニュアル」という。）を新たに作成し、また、これまでのマニュアルである「循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（平成17年6月作成・令和6年3月改訂）」（以下「旧マニュアル」という。）を改訂いたしました（下記URL参照）。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/regionalr0603.pdf

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（新マニュアル）（令和6年3月作成）

https://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/7_misc/regional.pdf

循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（旧マニュアル）（令和6年3月改訂）

令和6年4月1日以降新たに作成する地域計画については、新マニュアルに基づいて作成してください。また、既に承認を受けている地域計画に対しての変更は、旧マニュアルに基づいて修正するか、新マニュアルに基づいて作成するか、作成自治体で選択できるものとし、どちらかのマニュアルに基づいた上で提出することとしております。

※追加メニュー等があった場合は、随時、マニュアル及び様式を更新しておりますので、新規作成や変更がある場合は、最新の様式にて作成をお願いします。

なお、浄化槽整備のみを行う場合、生活排水処理基本計画に加えて、所定の様式を作成することで、地域計画に代わるものとして取り扱うことができます。

令和6年11月11日付け浄化槽推進室長「事務連絡」において、当室よりメール周知しておりますので、ご確認ください。

4. 基準額協議について

基準額協議に関して、都道府県より、協議の様式や記載例を共有して欲しいとの依頼がありましたので、浄化槽サイトへ掲載いたしました（下記URL参照）。今後協議が必要な場合は当該様式にて協議書類を提出いただくようお願いいたします。

<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/grant/koufu.html>

浄化槽サイト（交付金・補助金ページ）

また、基準額協議の事務の簡素化のため、下記のとおり、協議を要しない場合の取り扱いを定めた事務連絡を発出しておりますので、ご確認いただくとともに、執務上

の参考にさせていただくよう、改めてお伝えいたします。

- ・令和6年11月22日付「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7.（2）及び別表3（浄化槽設置整備事業）に基づく浄化槽災害復旧事業の基準額協議の取り扱いについて」
- ・令和6年7月17日付「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領7.（2）及び別表4（公共浄化槽等整備推進事業）に基づく既設の浄化槽の改築に係る基準額協議の取り扱いについて」